

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出【概要版】

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、平成30年10月以降に作成するケアプランについて、「統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数」の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた介護支援専門員は、市区町村への届出が義務付けられました。

【介護保険最新情報】Vol.685「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」について 抜粋

今回の見直しは、利用者は様々な事情を抱えていることを踏まえ、**利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、**介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の再検討を促すものです。生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもって**サービスの利用制限を行うものではありません。**

1 届出について

(1) 届出根拠等

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2」

(2) 厚生労働大臣が定める回数

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月当たり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、居宅サービス計画を作成又は変更し、利用者に交付した居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けたものについて、翌月の末日までに提出してください。

3 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（居宅届出書①）
- (2) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」
- (3) 基本情報シート，リ・アセスメント支援シート
- (4) 訪問介護計画の写し
- (5) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書に係る利用者報告書（居宅届出書②）※訪問介護事業所に作成を依頼するもの

4 届出方法

原則持参

※受付時に聞き取りをしますので、事前連絡をお願いします。

5 市における検証

居宅サービス計画等をもとに、面談形式の検証会議（ケアプラン点検等）及び地域ケア会議等にて内容の検証を行います。

6 担当及び問合せ先

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

調布市福祉健康部高齢者支援室介護給付係

TEL:042-481-7321 FAX:042-481-7028

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

Q 1 居宅サービス計画「第2表」が複数ページに渡る場合は、訪問介護（生活援助中心型）について記載のあるページだけでよいのですか。

A 1 ケアプラン全体を検証するため、全て提出してください。

Q 2 届出が期限（作成又は変更した翌月末）を過ぎてしまった場合、サービス利用票（第6表）には実績を入れる必要はありますか。

A 2 実績の記載は不要です。なお、実績が基準回数を下回った場合でも届出が必要です。

Q 3 介護認定審査会が遅れている場合等、要介護認定結果が確定していない場合はどうすればよいですか。

A 3 認定結果がでてから届出してください。

Q 4 月により第4週と第5週の場合があるため、月毎の訪問回数が異なるが、訪問回数はどのように計算するのか。

A 4 ケアプランの短期目標の期間内で、生活援助中心型の訪問回数が最大となる月で判断します。

Q 5 居宅サービス計画等の届出後、利用者の状況が変わった場合はどうしたらよいですか。

A 5 提出書類の確認や居宅サービス計画の検証作業を行う際に影響がある場合がありますので、電話にて御連絡ください。

Q 6 2箇所以上の訪問介護事業所を利用している場合、訪問介護計画はどうしたらよいか。

A 6 全ての訪問介護事業所の訪問介護計画を提出してください。

Q 7 リ・アセスメント支援シートの作成方法を教えてください。

A 7 提出される居宅サービス計画作成時にリ・アセスメント支援シートを作成されている場合は、そのままご提出ください。作成されていない場合は、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を参照のうえ、作成し提出してください。

なお、リ・アセスメント支援シートの「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」は記載しないでください。

■ 参考資料 ■

- 生活援助，身体介護に係る具体的取扱い
介護保険最新情報 Vol.637「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について
- 回数の上限について
介護保険最新情報 Vol.652「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の交付について
- 検証方法等に関するもの
介護保険最新情報 Vol.685「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」について
- 平成 29 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 ケアプランへの訪問介護の生活援助を位置付ける際の調査研究事業
自立に資する訪問介護生活援助の活用の考え方と参考事例によるケアプラン記載例集（平成 30 年 3 月）